

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月	直近の更新年月日
十和田市	藤坂地区(相坂、藤島、高清水)	平成24年12月	令和4年3月28日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	970.04ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	638.41ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	391.80ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	87.29ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	93.57ha

## 2 対象地区の課題

地域の高齢化が進んでおり、後継者の確保がされていないため、後継者や若い人をどのように確保するか課題である。
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

相坂では、農地中間管理機構を活用し、高齢農業者等から中心経営体への農地集積を図るとともに農地の有効活用を進める。また、担い手の分散錯圃の解消を図るとともに、新規参入を促進し、新規参入者へ集積・集約化を図りながら、新たな耕作放棄地の発生を防ぐ。
藤島では、農地中間管理機構を活用し、高齢農業者等から中心経営体への農地集積を図るとともに農地の有効活用を進める。また、担い手の分散錯圃の解消を図るとともに、新規参入を促進し、新規参入者へ集積・集約化を図りながら、新たな耕作放棄地の発生を防ぐ。
高清水では、農地中間管理機構を活用し、高齢農業者等から中心経営体への農地集積を図るとともに農地の有効活用を進める。また、担い手の分散錯圃の解消を図るとともに、新規参入を促進し、新規参入者へ集積・集約化を図りながら、新たな耕作放棄地の発生を防ぐ。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

地域の高齢化が進んでいるため、後継者の確保に努め、生産構造の強化を図る。また、農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構の活用を図る。また、担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人も、原則として農地中間管理機構を活用する。
---